

令和4年9月29日

一般社団法人広島県医師会会長 様
各市郡地区医師会会長 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
ワクチン政策担当

広島県新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る
覚書の有効期間の延長等について（通知）

本県の健康福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。

令和4年9月16日付け厚生労働省発健0916第8号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正についてにより、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施期間が延長されたことを受けて、令和3年7月29日付けで県、県内23市町、一般社団法人広島県医師会及び市郡地区23医師会により締結した別紙1「広島県新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る覚書」（以下、「覚書」という。）の有効期間を、覚書第3条に従い、令和5年3月31日まで延長します。

また、覚書に基づき、令和3年8月1日から実施している広域接種についても、別紙2のとおり継続します。

ついては、貴会会員への周知をお願いします。

なお、次の関係機関には別途通知しています。

（関係機関）

- ・市町予防接種担当課
- ・一般社団法人広島県病院協会

電話 082-211-1250(ダイヤル)

E-mail vaccine@pref.hiroshima.jp

(担当者 秋山)

厚生労働省発健0916第8号
令和4年9月16日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正し、令和4年9月20日から適用することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0916 第7号
令和4年9月16日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和4年9月20日から適用する。

なお、改正内容は下記のとおりである。

記

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、実施期間を令和5年3月31日までに延長すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種において使用するワクチンをコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。)及びコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(初回接種及び第一期追加接種において使用するワクチンとして掲げるものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むものに限る。)とし、その対象者をそれぞれ18歳以上の者及び12歳以上の者とする。
- ・ その他所要の改正を行うこと。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
(令和３年２月１６日厚生労働省発健０２１６第１号 厚生労働大臣通知)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
厚生労働省発健０２１６第１号 令和３年２月１６日	厚生労働省発健０２１６第１号 令和３年２月１６日
一部改正 厚生労働省発健０５２１第２号 令和３年５月２１日	一部改正 厚生労働省発健０５２１第２号 令和３年５月２１日
一部改正 厚生労働省発健０５３１第３号 令和３年５月３１日	一部改正 厚生労働省発健０５３１第３号 令和３年５月３１日
一部改正 厚生労働省発健０８０２第２号 令和３年８月２日	一部改正 厚生労働省発健０８０２第２号 令和３年８月２日
一部改正 厚生労働省発健１１１６第５号 令和３年１１月１６日	一部改正 厚生労働省発健１１１６第５号 令和３年１１月１６日
一部改正 厚生労働省発健１２１７第１号 令和３年１２月１７日	一部改正 厚生労働省発健１２１７第１号 令和３年１２月１７日
一部改正 厚生労働省発健０２２１第５号 令和４年２月２１日	一部改正 厚生労働省発健０２２１第５号 令和４年２月２１日
一部改正 厚生労働省発健０３２５第４号 令和４年３月２５日	一部改正 厚生労働省発健０３２５第４号 令和４年３月２５日
一部改正 厚生労働省発健０５２５第１号 令和４年５月２５日	一部改正 厚生労働省発健０５２５第１号 令和４年５月２５日
一部改正 厚生労働省発健０７２２第１０号 令和４年７月２２日	一部改正 厚生労働省発健０７２２第１０号 令和４年７月２２日

〈改正後〉

一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日

一部改正 厚生労働省発健0916第7号
令和4年9月16日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 対象者
貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する5歳以上の者。
- 2 期間
令和3年2月17日から令和5年3月31日まで

- 3 使用するワクチン
(1) 初回接種
初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

新型コロナウイルス修飾ウリジンR NAワクチン（SARS-Co	12歳以上の者
------------------------------------	---------

〈現行〉

一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 対象者
貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する5歳以上の者。
- 2 期間
令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

- 3 使用するワクチン
(1) 初回接種
初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

新型コロナウイルス修飾ウリジンR NAワクチン（SARS-Co	12歳以上の者
------------------------------------	---------

〈改正後〉

〈現 行〉

V-2) (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)		V-2) (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、 <u>イムエラソメランを含まないもの</u> に限る。)	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター) (令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上40歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。)	コロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター) (令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上40歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、 <u>最初に当該承認を受けたもの</u> に限る。)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者	組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
(2) 第一期追加接種 第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者 <u>(既に第二期追加接</u>		(2) 第一期追加接種 第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者 <u>に対して接種する</u>	

〈改正後〉

〈現 行〉

種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたもので <u>あって、イムエラソメランを含まないもの</u> に限る。）	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの <u>のうち、最初に当該承認を受けたもの</u> に限る。）	5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者

（3）第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が
--	--

こと。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者

（3）第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が
--	--

〈改正後〉

〈現 行〉

	認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)		認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであ<u>って、イムエラソメランを含まないものに限る。</u>）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
（4）<u>令和4年秋開始接種</u> <u>令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。</u>		（新設）	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであ<u>って、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。</u>）	<u>18歳以上の者</u>		
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（（1）<u>及び（2）に掲げるものを除く。</u>）であつて、<u>トジナメラン及びリルトジナメランを含むものに限る。</u>）	<u>12歳以上の者</u>		

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号
令和4年9月16日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する5歳以上の者。

2 期間

令和3年2月 17 日から令和5年3月 31 日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)(令和3年5月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者(18 歳以上 40 歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上 12 歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたも	12 歳以上の者

のに限る。)	
--------	--

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の

受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
--------------------------------	--

(4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。)	18 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの((1)及び(2)に掲げるものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者

以上

広島県新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る覚書

新型コロナウイルスワクチン接種について、広島県（以下「甲」という。）、県内市町乙1から乙23まで（以下まとめて「乙」という。）、一般社団法人広島県医師会（以下「丙」という。）及び県内市郡地区医師会丁1から丁23まで（別紙一覧表に掲げるものをいう。以下まとめて「丁」という。）との間に、次の条項により覚書を締結する。

なお、丁の本覚書の締結の権限は、丙に委任するものとする。

（目的）

第1条 この覚書は、乙が実施する新型コロナウイルスワクチン接種が円滑に行われるよう、甲、乙、丙及び丁が一体となり、広域でワクチン接種体制を構築し、実施することを目的とする。

（接種対象者及び接種体制）

第2条 乙は、丁の協力を得て、乙に住民基本台帳登録がある住民を対象として、地域の実情に応じ、個別接種又は集団接種を実施するものとする。

（有効期間）

第3条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和4年2月28日までとする。ただし、新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間が国により変更された場合は、この覚書は、当該期間が満了する日まで有効とする。

（協議事項）

第4条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書1通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、当事者を代表して甲が本書を保有し、乙、丙及び丁が本書の写しを各自1通保有するものとする。

令和3年7月29日

甲 広島県

代表者 広島県知事 湯崎 英彦



乙1 広島市

代表者 広島市長 松井 一實



乙2 呉市

代表者 呉市長 新原 芳明



乙3 竹原市

代表者 竹原市長 今榮 敏彦



乙4 三原市

代表者 三原市長 岡田 吉弘



乙5 尾道市

代表者 尾道市長 平谷 祐宏



乙6 福山市

代表者 福山市長 枝広 直幹



乙7 府中市

代表者 府中市長 小野 申人



乙8 三次市

代表者 三次市長 福岡 誠志



乙9 庄原市

代表者 庄原市長 木山 耕三



乙10 大竹市

代表者 大竹市長 入山 欣郎



乙11 東広島市

代表者 東広島市長 高垣 廣徳



乙12 廿日市市

代表者 廿日市市長 松本 太郎



乙13 安芸高田市

代表者 安芸高田市長 石丸 伸二



乙14 江田島市

代表者 江田島市長 明岳 周作



乙15 府中町

代表者 府中町長 佐藤 信治



乙16 海田町

代表者 海田町長 西田 祐三



乙17 熊野町

代表者 熊野町長 三村 裕史



乙18 坂町

代表者 坂町長 吉田 隆行



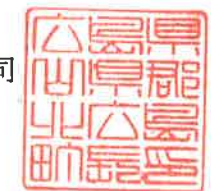
乙19 安芸太田町

代表者 安芸太田町長 橋本 博明



乙20 北広島町

代表者 北広島町長 箕野 博司



乙 21 大崎上島町

代表者 大崎上島町 高田 幸典



乙 22 世羅町

代表者 世羅町長 奥田 正和



乙 23 神石高原町

代表者 神石高原町長 入江 嘉則



丙 広島市東区二葉の里3丁目2番3号

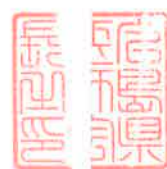
一般社団法人広島県医師会

会 長 松村 誠



県内市郡地区医師会 一覧表

	市郡地区医師会名	代表者	住所
丁1	一般社団法人 広島市医師会	会長 佐々木 博	広島市西区観音本町1-1-1
丁2	一般社団法人 呉市医師会	会長 玉木 正治	呉市朝日町15-24
丁3	一般社団法人 福山市医師会	会長 児玉 雅治	福山市三吉町南2丁目11-25
丁4	一般社団法人 尾道市医師会	会長 宮野 良隆	尾道市栗原東2丁目4-33
丁5	一般社団法人 三原市医師会	会長 木原 幹夫	三原市宮浦1丁目15-1
丁6	一般社団法人 因島医師会	会長 藤井 温	尾道市因島中庄町1962
丁7	一般社団法人 大竹市医師会	会長 佐川 広	大竹市油見3丁目6-8
丁8	一般社団法人 安芸地区医師会	会長 白川 敏夫	安芸郡海田町栄町5-13
丁9	一般社団法人 佐伯地区医師会	会長 山根 基	廿日市市本町5-1
丁10	一般社団法人 安佐医師会	会長 辻 勝三	広島市安佐南区八木5丁目35-2
丁11	一般社団法人 安芸高田市医師会	会長 佐々木 龍司	安芸高田市吉田町吉田1010-2
丁12	一般社団法人 山県郡医師会	会長 北尾 憲太郎	山県郡北広島町有田1192
丁13	一般社団法人 賀茂東部医師会	会長 市場 康之	東広島市福富町久芳1539-27
丁14	一般社団法人 東広島地区医師会	会長 山田 謙慈	東広島市西条町土与丸1113
丁15	一般社団法人 豊田郡医師会	会長 田村 淳	豊田郡大崎上島町明石2700
丁16	一般社団法人 竹原地区医師会	会長 米田 吉宏	竹原市中央3丁目14-1
丁17	一般社団法人 世羅郡医師会	会長 岸 直彦	世羅郡世羅町小国4513-1
丁18	一般社団法人 松永沼隈地区医師会	会長 和田 玄	福山市南松永町2丁目8-12
丁19	一般社団法人 深安地区医師会	会長 世良 一穂	福山市加茂町大字下加茂993番地
丁20	一般社団法人 府中地区医師会	会長 内藤 賢一	府中市鴻巣町496-1
丁21	一般社団法人 三次地区医師会	会長 鳴戸 謙嗣	三次市十日市東3丁目16-1
丁22	一般社団法人 庄原市医師会	会長 林 充	庄原市三日月町272
丁23	一般社団法人 広島大学医師会	会長 田中 信治	広島市南区霞1丁目2-3



広域接種の実施期間の延長について

令和 4 年 9 月 29 日

広島県健康福祉局ワクチン政策担当

1 趣旨

「広島県新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る覚書」に基づき、従前から実施している、県民が住所地内外に関わらず接種を受けられる接種体制（以下、「広域接種」という。）を、新型コロナワクチンの臨時予防接種の実施期間の延長に伴い、次のとおり延長する。

2 広域接種の実施期間

令和 3 年 8 月 1 日から覚書第 3 条に示す有効期間まで

（延長前） 令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで

（延長後） 令和 3 年 8 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

3 広域接種の取扱い（継続）

（1） 住所地外接種の取扱い

県内の個別接種については、住所地外で接種を受けるためのやむを得ない理由の有無に関わらず、県内に住民票のある者の住所地外接種を実施することができる。

また、住所地外接種届及び住所地外接種届出済証の手続きは不要とする。

集団接種については、各市町の選択により、同様の取扱いとすることができる。

（2） ワクチンの配分

県は、広域接種に伴うワクチンの過不足を補うため、住所地外接種の受入れ実績を勘案した配分を行う。

（3） 市町別接種状況等の周知

県は市町別の接種状況等を HP 等により周知する。